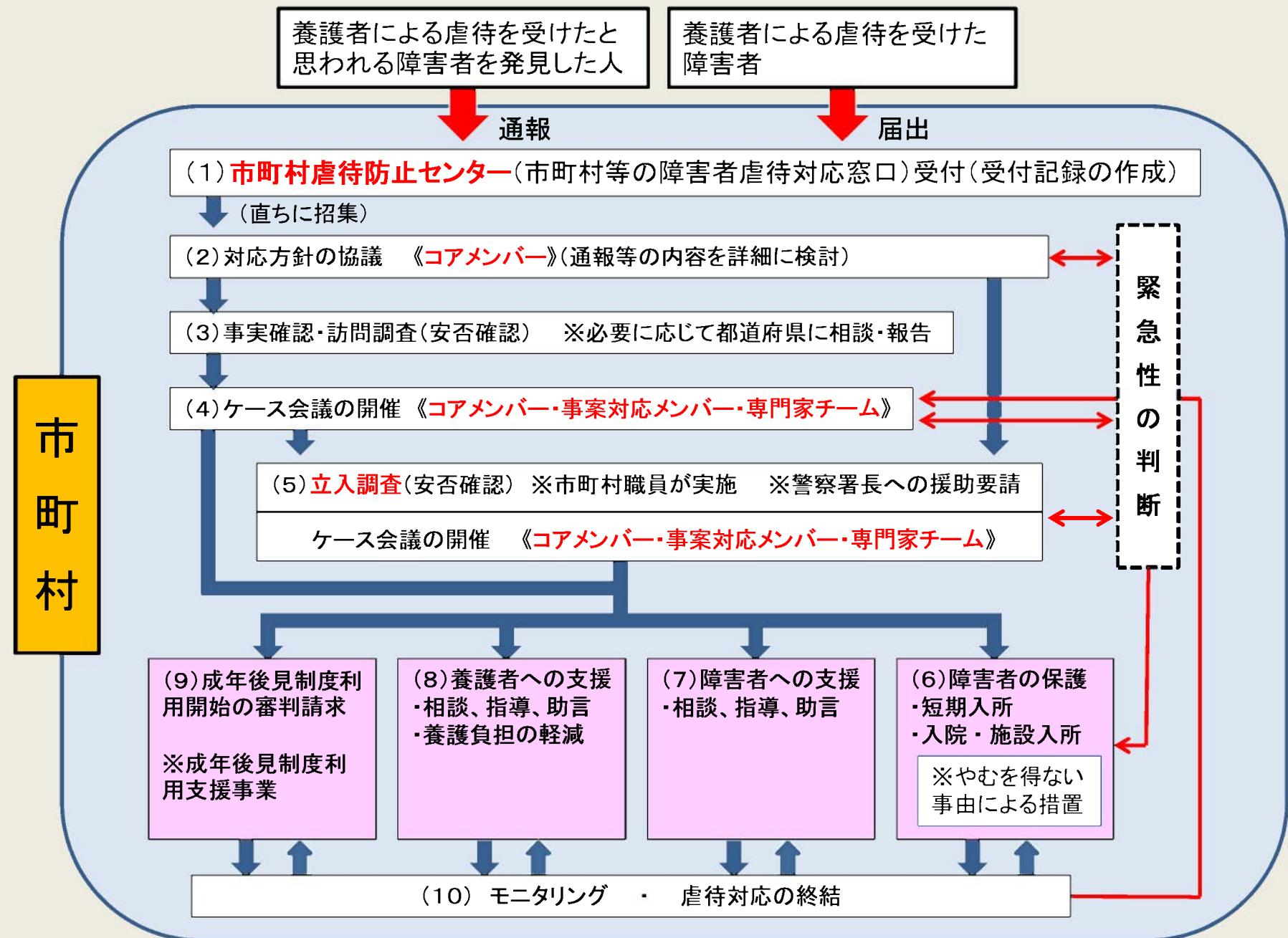


## 養護者による障害者虐待の防止と対応

## 養護者による障害者虐待への対応(市町村)



障害者福祉施設従事者等による  
障害者虐待の防止と対応

## 障害者(児)虐待に共通な構図

- ・虐待は**密室**の環境下で行われる。
- ・障害者(児)の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまで**エスカレート**していく。
- ・職員に行動障害などに対する**専門的な知識や技術がない場合**に起こりやすい。

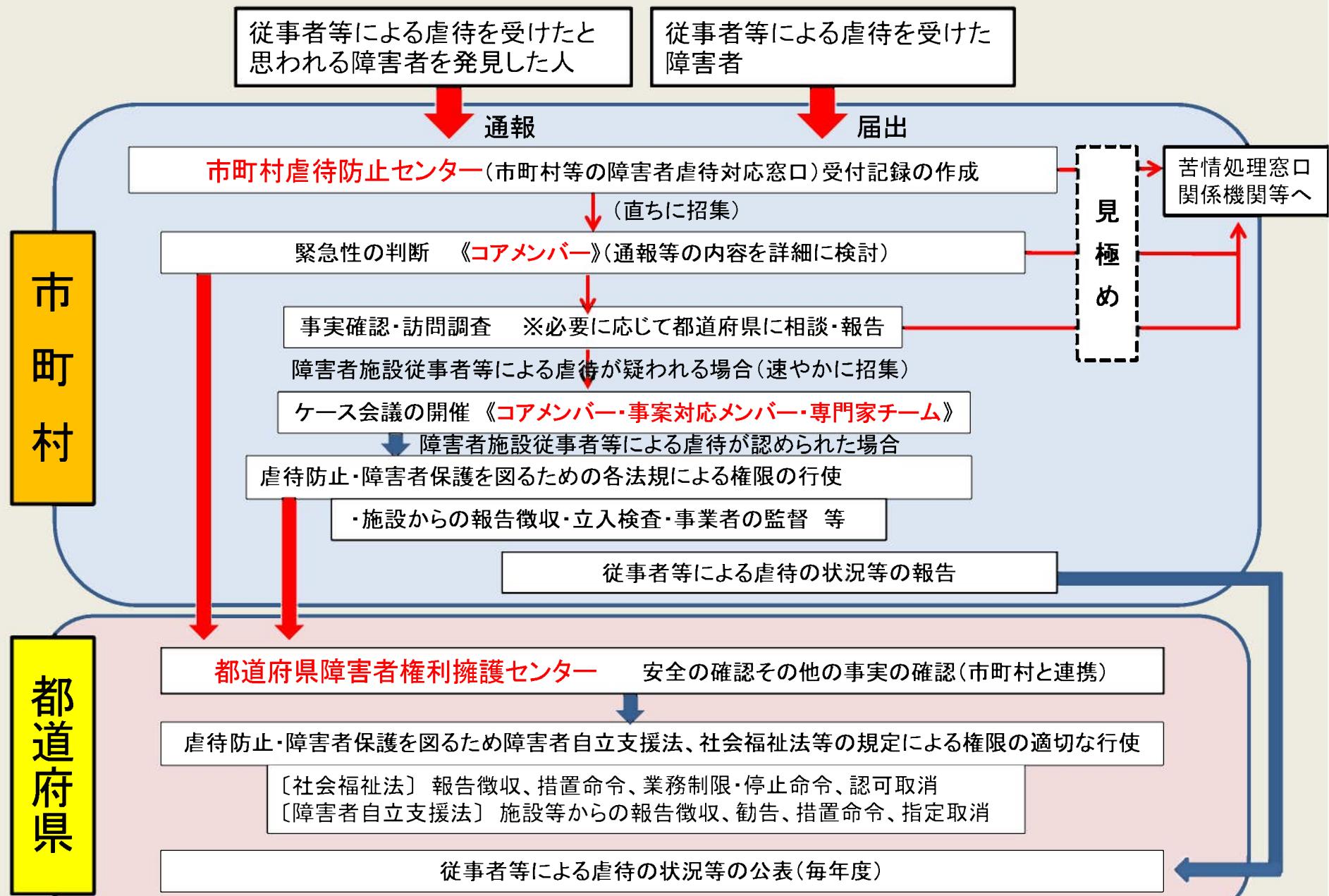
(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

## 障害者(児)虐待防止への取組

- ・利用者への権利侵害をエスカレートさせない等虐待を未然に防止する。
- ・虐待を早期に発見して迅速な対応を図る。
- ・再発防止の観点からその後の支援や指導をきめ細かく行う。

(平成17年10月20日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

## 障害者施設従事者等による障害者虐待への対応



## 通報等の受付

### ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、**市町村への通報義務が規定**されている(第16条第1項)。これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様。

また、虐待を受けた障害者は市町村に届け出ることができる(第16条第2項)。

### イ 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合

障害者が入所している障害者支援施設の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性。

いずれの場合も、**通報者への聞き取りなどの初期対応は通報等を受けた市町村が行う**。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぐ。

その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県(政令市・中核市)と協力して行うことになるため、当該自治体にも速やかに連絡を入れる。

## ウ 通報等の受付時の対応

- ・通報等の内容は、サービス内容に対する苦情や、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられるため、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要。
- ・通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口（例・市町村や事業所の苦情処理窓口等）での対応が適切な場合は適切な相談窓口につなぐ。
- ・障害者福祉施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要。施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に特に配慮することが必要。

## エ 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（この旨は、養護者による障害者虐待についても同様。）（第16条第3項）
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第16条第4項）。

### ■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

# 虐待や権利侵害が起こった際の対応

1. 初期対応として…事実の確認
  - ・聞きとり
  - ・記録の確認
2. 「報告」を誰にどこまでするか
  - ・施設、事業所内での報告や情報共有
  - ・外部への報告

## 虐待や権利擁護に取り組む機関と 機関等への相談や通報

- サービス管理責任者
- 施設管理者
- 苦情解決委員会→運営適正化委員会
- 市町村虐待防止センター
- 行政に対する通報

→**公益通報者として保護される**

**(公益通報者保護法)**

# 施設・事業所でできること

- ・虐待対応マニュアルの整備
- ・ヒヤリハット報告や事故報告の検討
- ・職員への教育・研修
- ・情報共有のための会議や事例検討会の実施
- ・スーパービジョン体制の確立
- ・第三者による評価やかかわりの機会の確保  
(オンブズ・パーソンなど)

# 「不適切な」かかわりとは

- ・施設や事業所等のなかで働いていると「不適切なかかわり」に出会うことがある
- ・虐待へ結びつく可能性がある

\* たとえば、「呼称について」、「居室等の施錠について」、「ヘッドギアの着用について」、「男女の交際や結婚の禁止」など

使用者による障害者虐待の防止と対応

## 使用者による障害者虐待への対応

通報・届出

使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

使用者による虐待を受けた障害者

通報

届出

市町村虐待防止センター(市町村等の障害者虐待対応窓口)

(直ちに招集)

緊急性の判断 《コアメンバー》(通報等の内容を詳細に検討)

(必要に応じ事実確認、訪問調査)

使用者による虐待が疑われる場合(速やかに招集)

ケース会議の開催 《コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チーム》

使用者による障害者虐待が認められた場合

通知

苦情処理窓口  
関係機関等へ

見  
極  
め

市  
町  
村

都  
道  
府  
県

労  
働  
局  
都  
道  
府  
県

都道府県障害者権利擁護センター

(必要に応じ事実確認、訪問調査)

市町村と同様に緊急性の判断やケース会議の開催等が必要

報告

都道府県労働局 (総務部企画室)

公共職業安定所、労働基準監督署、雇用均等室、企画室等

虐待防止・障害者保護を図るため、障害者雇用促進法、労働基準法、雇用均等法、個別労働紛争解決促進法などの規程による権限の適切な行使

使用者による虐待の状況等の公表(毎年度)

# 法施行に向けた川口市の取り組み

- ・市民向けリーフレットの作成
- ・障害者虐待防止・対応マニュアルの作成
- ・障害者虐待防止説明会の開催（本日）
- ・広報かわぐち、市ホームページにおける周知

## 日々の実践の中から……

- ・「虐待」ということばで相談が来る可能性は低い
- ・これって、もしかして…という気づき
- ・「おかしな」「変だな」と思う視点が大切
- ・ご本人の身体面、行動面、そして養護者の変化を観察できる立場にある

## 虐待防止のために……

- ・ この場にいる皆さんは**虐待防止の協力者**
- ・ **早期発見となる立場**であること
- ・ 日々の**実践を振り返ってみること**
- ・ 虐待を**起こさない、起こさせない**…

# 私たちが備えること、できること

- 未知の体験、経験であること
- 事例を積み重ねていく**必要**がある
- より良い支援のあり方を考える機会に
- 日々の実践を振り返る

# 予防、防止、発見のネットワークを

- 横のつながりを広げる
- 他の施設や事業所はどのようなケアをしているのかを「知る、見る、興味・関心」をもつ

# 関連資料

- 厚生労働省HP  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/)
- 日本社会福祉士会HP  
[http://www.jacsw.or.jp/08\\_iinkai/index.html](http://www.jacsw.or.jp/08_iinkai/index.html)
- NPO法人 PandA-J  
<http://www.panda-j.com/>

ご静聴ありがとうございました

